

双方向で考える共生社会 —障害当事者の視点から見た地域社会における共生等—

一般社団法人輝水会

三嶋 完治

(対等 成長 双方向)

1. 目的

2005年脳出血に罹患。現在失語症と右片麻痺の後遺症が残っている。前回の大会で視覚障害がある学生の発表に触発され、中途障害がある私も発表したく、仲間の協力を仰ぎ参加が出来た。

私は長年法律畑で従事してきた。障害者福祉に関し、その施策・制度及び条文等の解釈が一方的に捉えられている。そこで障害当事者から問題提起し、双方向で考え区民福祉の向上に努めたい。



2. 実践内容

「多様性を認めあう」とはどういうことなのか。「共生社会」を言葉で分かったつもりでも、実際正しく理解しているのか。これらを理解するためには、146年前に布達（通達）された規則（法律）及び戦後施行された障害者関連法並びに障害者権利条約、それに伴う国内法をひも解き、「障害・障害者」を取り巻く環境の変化を理解し、その上で全ての国民の人権を考えることで、障害の有無に係わらず、「人」を多様な視点から“生活者”として考える、共生社会づくりについて省察を深めたい。

3. 結果

わが国では、現行憲法等において「全ての国民」と言いながら、実情では障害のある“国民”と障害のない“国民”を属人的カテゴリーに棲み分けされている。その理由として、明治7年布達された恤救（じゅつきゅう）規則において、廢疾（障害）があるから労働ができないことが適格要件に挙げられ、自立困難と見なされている。また戦後、国の責務で国民の保護が急務になり、そこから「保護の客体」が今でも根強く残っていると思われる。しかし、障害者権利条約の発効により、それまで障害者を、一律福祉問題から人権問題に明確になった。わが国も批准した以上、他人事では済まされない。

改正障害者基本法では、「障害の有無に係わらず全ての国民が人権を享有し、一人ひとりを大切にする社会」を目指している。その実現のため、皆が社会の一員として役割（生きる喜び）と責任（努力）をもって、お互い対等・成長を実感（「支えられる」ということは、「支える」でもある）し、身近な地域で支え合うことができる『新しい環境への変更・調整』を双方向で考えることが重要。

4. 考察と今後の課題

①障害のある人の権利と自己決定の尊重

その人らしく自立して暮らせる「共生社会づくり」には、障害に伴うあらゆる負の観念（マイクロアグレッション）を無くすと共に、地域・社会における自己決定が尊重され、選択が確保されることが必要であり、社会生活のあらゆる場面において権利が尊重され、社会参加の機会の促進と共に役割と責任（個人の社会的責任）をもって、お互い対等・成長を実感し、身近な地域で実践する。

